

社会保険加入促進計画の枠組み(案)

1. 基本的考え方

○社会保険未加入対策は行政・元請・下請が一体となって取り組むことが必要であり、そのためには建設業者団体においても主体的にそれぞれの立場から未加入対策に取り組むことが期待される。このため、各建設業者団体において保険適用の促進を図る加入促進計画を策定することとし、社会保険加入促進に向けた実態把握、周知などの自主的に講じる具体的な取組とその実施計画を明らかにし、業界を挙げて社会保険未加入に取り組む気運を盛り上げる。

2. 基本的枠組み

- (1)作成主体： 推進協議会に参加する各建設業者団体
 - * 団体の加入促進に向けた自主的取組を計画的に進めるため。
 - * 団体の地方団体において社会保険加入促進計画を作成することは望ましいが、一律に行政から作成を要請することとはせず、各団体の自主性に委ねる。
- (2)計画期間： 未適用対策の推進目標と合わせ5年間とする。
 - * 年度単位とすることを基本。初年度は年度途中からの策定となる。
- (3)実施状況の点検・評価： 毎年実施状況をフォローアップし、その結果を見ながら必要な対策を実施することとし、必要に応じて計画の改定を行う。
- (4)公表： 平成24年度第2回の協議会までに計画を作成し、協議会事務局に提出の上、協議会で公表する。併せて各団体のHP等を通じて公表する。

3. 加入促進計画の骨格

○加入促進計画については、各団体の実情に応じて作成することとするが、以下の事項を参考としながら具体的に記載することを期待する。

- (1)団体の基本的事項
 - ・団体名、代表者名、所在地、会員数、主な業種などを記載する。
- (2)基本的な方針
 - ・社会保険未適用対策を推進することとした目的を踏まえ、当該団体の業界の置かれた状況や当該団体として目指す方向を勘案し、当該団体として取り組む方針を明確にした加入促進計画を作成するといった趣旨の方針を記載する。

(3) 保険加入の状況

1) 当該団体の把握している会員企業及び下請企業の保険加入の現況を具体的に示す。

＊ 現況を把握していない場合は、初年度に把握する方針を具体的な把握方法と併せて示し、把握後に計画を改定して記載する旨を示す。

※傘下企業の加入状況は、会員企業を通じたアンケート調査等により把握し、記載する。

2) その際には、

- ・具体的な把握方法
- ・保険加入の現況(企業別・従業員別など)
- ・現況の分析

についても明らかにする。

3) 現況を踏まえ、以下の自主的取組により実現することを目指す今後の目標を、団体の実情に応じて定性的ないし定量的に示すことも可能である。

(4) 自主的な取組の促進

1) 事業者への周知・保険加入の徹底

(共通の観点)

- ・推進協議会で作成するPR素材を活用するなどして、団体のHPや機関誌を通じ、会員企業・関係企業に対し保険未加入対策を周知。
- ・会員企業に対し、①保険未加入対策を業界挙げて推進していること、②未加入の場合には加入を進めるべきこと、③支社も含め社内に徹底することを周知。
- ・団体として保険加入の促進のために取組む方策について、会員企業に周知。

(総合工事業団体の観点)

- ・会員企業を通じ、下請業者(許可業者及び非許可業者)に対し、5年という目標をもって社会保険加入を業界挙げて推進していることを周知。
- ・会員企業に対し、協力会社の登録の条件化・下請契約する際の条件化・工事現場での確認などにより下請業者の保険加入を徹底することを周知

(専門工事業団体の観点)

- ・専門団体として法定福利費の確保に向け作成した標準見積書の内容とその活用を会員企業・関係企業に対し周知。

2) 工事現場での確認・指導

① 下請業者の指導

(総合工事業団体の観点)

- ・会員企業の工事現場において、ポスター・チラシの配布による事業者・技能労働者への保険加入の働きかけ。
- ・会員企業における施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿による事業所・作業員の加入状況の把握の推進。
- ・会員企業における下請指導の実施状況の把握。

- ・ 会員企業における無許可業者・営業停止業者の排除。

②未加入事業者の排除

- ・ 会員企業において、協力会社の登録時(年度更新時)に保険加入状況をチェック。
- ・ 団体として加入事業者を優先することを宣言するとともに、推進運動を実施。
- ・ 団体として未加入事業者を排除することを宣言するとともに、推進運動を実施。

③適正工期の確保

(総合工事業団体の観点)

- ・ 団体として、民間発注者に対し、適正工期の確保を働きかけ。
- ・ 団体としてパンフレットを作成し、会員企業など業界内の啓蒙に活用。

(専門工事業団体の観点)

- ・ 団体として、元請団体に対し、適正工期の確保を働きかけ。

3) 法定福利費の確保

①法定福利費の確保

(総合工事業団体の観点)

- ・ 団体として発注者団体に対してダンピングの防止、法定福利費の確保を働きかけ。
- ・ 受注段階で発注者に対して法定福利費の確保を図るよう会員企業に呼びかけ。
- ・ 下請専門団体に対して法定福利費内訳表示による見積を要請。
- ・ 会員企業に対し、下請からの見積書における法定福利費内訳明示のための標準見積書を活用して法定福利費を適正に確保するよう徹底(諸経費を含めた費目を積み上げつつ値引を一式とする慣行の見直し)。
- ・ 団体として下請業者に対して法定福利費相当額を確保する旨宣言。

(専門工事業団体の観点)

- ・ 専門工事業種ごとに見積時に法定福利費の内訳を明示することとし、法定福利費内訳明示のための標準見積書を作成。
- ・ 団体として作成した標準見積書を会員に周知徹底。
- ・ 団体として元請団体に対して、ダンピングの防止や下請の提出する法定福利費内訳明示のための標準見積書を活用して法定福利費を適正に確保するよう要請。

②ダンピング対策

- ・ 下請に対して価格交渉する際に、法定福利費の確保に支障が生じないような配慮を行うよう会員企業に呼びかけ。
- ・ 極度な低価格で(ダンピングで)対応する事業者は排除するよう会員企業に呼びかけ。

4) 重層下請構造の是正

(総合工事業団体の観点)

- ・ 団体として重層下請構造の是正に取り組む旨宣言。
- ・ 会員企業に対し、下請契約の必要性・適法性のチェックを徹底。

- ・ 会員企業に対し、施工力のある下請企業の選定を徹底。
- ・ 会員企業に対し、工事の平準化に向けた取組を徹底。

5) 一人親方対策

(共通の観点)

- ・ 会員企業に対し、非自発的な形で一人親方になることを防止するため、労務関係諸経費の削減を意図して、請負契約の形式を取りながら、実態は労働者として扱う偽装請負の禁止の徹底のための請負・雇用に関するルールの徹底。

(総合工事業団体の観点)

- ・ 会員企業に対し、重層構造の解消に取り組む下請企業への優先発注を要請。
- ・ 会員企業に対し、各社の協力会等を通じた分割下請の推進を徹底。
- ・ 団体として偽装請負の排除に取り組む旨宣言。

6) 就労履歴管理対応

- ・ 就労履歴管理システムの構築に向けた検討の推進
- ・ 会員企業の就労履歴管理機構への参加
- ・ 各企業・下請企業におけるシステムの導入促進

7) 優良企業認定制度の取組

- ・ 保険加入を促進するため、団体として3保険に適切に保険加入している等の優良企業を認定する仕組みを記載する。
 - * 国土交通省において、平成24年度「建設技能労働者人材確保・育成促進事業」にて枠組みを検討し、その成果を、推進協議会の場を通じて情報提供する。

8) 保険関係事務手続きの支援

- ・ 社会保険加入手続きに精通した社員がいない等事務的な対応が困難な会員企業の保険関係事務処理の支援するため、新たに保険に加入しようとする企業に対し、手続き面を支援する仕組みなど保険加入支援策のあり方を記載する。
 - * 国土交通省において、平成24年度「建設技能労働者人材確保・育成促進事業」にて枠組みを検討し、その成果を、推進協議会の場を通じて情報提供を行う。

9) 未加入者の排除

- ・ 将来的に保険未加入の作業員の現場入場を認めないことを視野に入れつつ、会員企業への働きかけを行う。